

国民健康保険の制度改革について

平成 27 年 8 月 4 日

滋賀県健康医療福祉部医療保険課

国民健康保険の制度改革について ～国民健康保険法の一部改正～

1 経緯

- (1) 社会保障制度改革国民会議報告書(H25. 8) および社会保障改革プログラム法(H25. 12)により、「国保の運營業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の積極的な役割が果たされるよう、都道府県・市町村で適切に役割分担」することとされた。
- (2) H27. 2. 12 国と地方の協議(国保基盤強化協議会)の議論のとりまとめ
主な論点
①公費拡充等による財政基盤の強化
②運営の在り方の見直し(保険者機能の強化)
- (3) H27. 5. 29 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」公布

2 法律の概要

- (1) 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化
(国保基盤強化協議会での議論；27年度から約1,700億円、29年度以降は毎年約3,400億円)
- (2) H30. 4. 1 法施行により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
- (3) 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

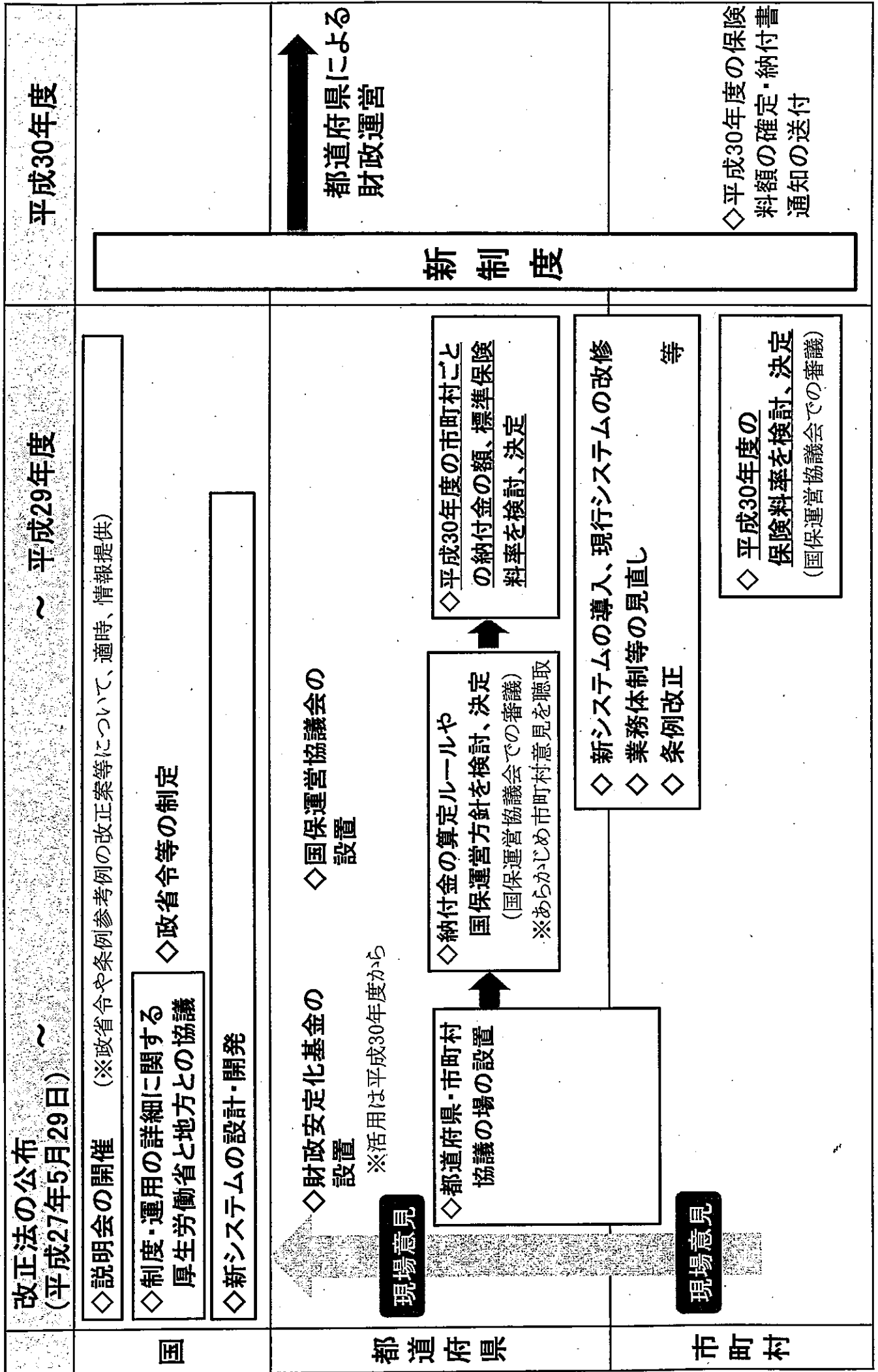
※ 新制度施行に向けたスケジュール……次頁(厚生労働省資料)参照

3 当面の県の準備スケジュール

- ・国は、国保基盤強化協議会を再開し、詳細な制度設計の議論を急ぐとしている。
- ・以下は、平成27年度中の想定スケジュール

6月30日	第1回滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会 開催
7月6日	都道府県ブロック会議(近畿ブロック) (国による県および市町への説明)
7月	
～3月	協議会作業部会による検討・協議
12月または 2月議会	(仮称)国民健康保険財政安定化基金条例 制定

新制度の施行に向けた主な流れ（イメージ）



国民健康保険の改革による制度の安定化（公費拡充）

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約1,700億円）

<平成30年度から実施>（毎年約1,700億円）

- 財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等）
- 保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- 財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等）等

・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等（平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円）

・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

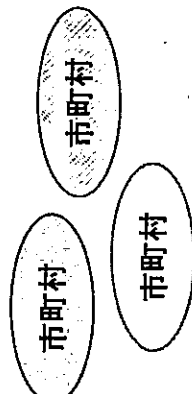
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・ 給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・ 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・ 都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

・ 国の財政支援の拡充
 ・ 都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす



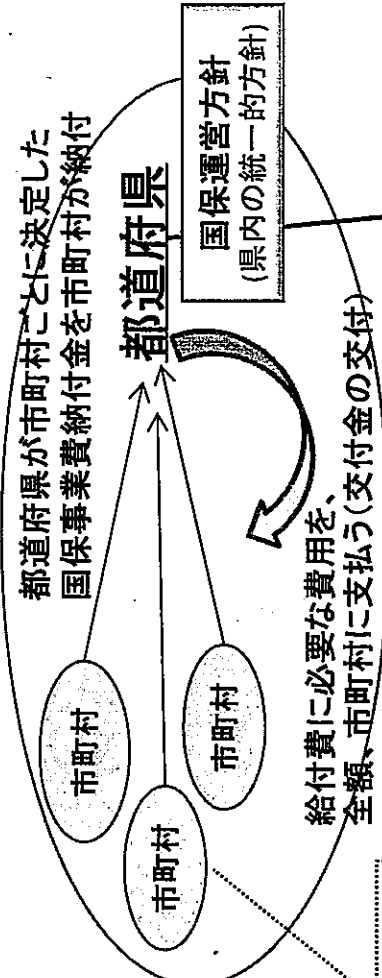
(構造的な課題)

- ・ 年齢が高く医療費水準が高い
- ・ 低所得者が多い
- ・ 小規模保険者が多い

- ・ 資格管理(被保険者証等の発行)
- ・ 保険料率の決定、賦課・徴収
- ・ 保険給付
- ・ 保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
 ※保険料率は市町村ごとに決定
 ※事務の標準化、効率化、広域化を進める

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



- ・ 財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)
- ・ 市町村ごとの納付金を決定
 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・ 市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・ 市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・ 市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める